

令和5年7月吉日

関係機関・団体 御中

厚生労働省労働基準局監督課

ポータルサイト「確かめよう労働条件」及び労働条件相談窓口に係る  
周知用ポスター・リーフレットの送付について

日頃から労働基準行政に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成30年7月6日に成立をしたことを受け、長時間労働の改善や多様で柔軟な働き方の実現等に向けて取組を行っています。

また、平成30年12月25日に決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年6月9日改訂）」において、適正な労働環境等の確保や外国人向け相談体制の強化が盛り込まれています。

これらの取組の一環として、厚生労働省では、労働基準法等の基礎知識や相談窓口等をまとめた労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」、労働条件相談「ほっとライン」「外国人労働者向け相談ダイヤル」等を運営しており、その周知用のポスター・リーフレットを作成しましたので、送付させていただきます。

つきましては、この取組の趣旨に御理解を賜り、関係者及び関係機関・団体への配布・頒布により、周知に御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、ポスター・リーフレットは、「確かめよう労働条件」のサイトからダウンロードをすることも可能ですので、適宜御活用いただけますと幸いです。



確かめよう労働条件 <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

【担当】厚生労働省労働基準局監督課  
特定分野労働条件対策係

【連絡先】03-5253-1111（内線5542）

# 確かめよう 労働条件

過重  
労働

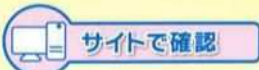
賃金  
不払残業

ハラス  
メント

解雇・  
雇止め

副業・兼業  
問題

©池田理代子プロダクション



サイトで確認

労働条件ポータルサイト

「確かめよう労働条件」

確かめよう労働条件

検索



携帯電話・スマホでも >>



車内の携帯電話のご利用マナーにご協力ください。



電話で確認

労働条件相談「ほっとライン」

0120-811-610

相談  
対応時間

月～金 17:00～22:00

土・日  
祝日 9:00～21:00

※12月29日～1月3日は除きます。

- ◆ 専門知識を持つ相談員が対応します。
- ◆ 厚生労働省委託事業  
(委託先: 株式会社東京リーガルマインド)

ひと、くらし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare

サイトを確認

— 労働条件ポータルサイト —

# 「確かめよう労働条件」

働くときのQ&Aやアルバイト向け情報で労働条件がわかる!

確かめよう労働条件



## FOR WORKERS 働いている方向けコンテンツ

試しに  
やってみよう!



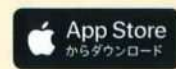
アプリで  
学習



労働条件に関する法律を  
クイズやマンガを通して学習できる!

ダウンロードはこちら

※AppleおよびAppleロゴは米国および  
その他の国で登録されたApple Inc.の商標です。  
App StoreはApple Inc.のサービスマークです。  
※Google PlayおよびGoogle Playロゴは  
Google LLCの商標です。



### アニメで学ぶ労働条件

ストーリーを楽しみながら労働関係法令を  
学習することができます。



### マンガで学ぶ労働条件

働き始めるとき・働くときの注意点について、  
マンガでやさしく紹介します。



### 学習コンテンツ

働く方、事業主の方双方にとって  
有益な情報を網羅しています。

コンテンツ内容例(一部)

- 労働条件の明示
- 時間外・休日労働と割増賃金
- アルバイト先でのトラブル
- 退職、解雇、雇止め
- 過重労働の防止
- ハラスメント

### 労働条件Q&A

労働条件に関する疑問にお答えします。

Q&Aの  
一例

- 年次有給休暇はもらえるのですか? また、パートタイム労働者も、もらえるのでしょうか?
- 社長から突然解雇を告げられました。労働基準法上、問題はないのでしょうか?
- 労基法に違反する内容の契約でも、結んでしまえばこれに従わなければならないのですか?
- 労働基準監督官はどのようにして会社を監督しているのでしょうか?

### LINEで相談



### LINE公式アカウント「確かめよう労働条件」

利用者からのお問い合わせに対して、  
チャットボットが労働関係法令の解説や  
相談窓口のURLをご案内します。

友だち  
追加完了!

こちらのQRコードからも  
LINEの友だちに追加可能!

※QRコードをスキャンするには、  
LINEアプリのコードリーダーを  
ご利用ください。

01 「確かめよう労働条件」を検索  
LINEアプリを開き、「ホーム」または「トーク」タブで表示される検索窓に、LINE公式アカウント名「確かめよう労働条件」を入力します。

02 該当アカウント友達追加!  
「公式アカウント」タブに切り替えると、検索結果が一覧表示されます。該当するアカウントをタップして「追加」と友だち登録が完了します。





## FOR MANAGERS

事業者・企業の労務管理担当の  
方向けコンテンツ

3ステップで  
診断できる!



# 労働条件の診断や就業規則作成をサポートします! ～スタートアップ労働条件～

## WEB診断

労働条件や就労環境を **3ステップ** で診断できます!



### STEP 1 カテゴリー選択

- 一般の設問のみ (47問)
- 一般の設問+外国人労働者 (56問)
- 一般の設問+パートタイム労働者 (56問)
- 一般の設問+自動車運転者 [トラック] (55問)
- 一般の設問+自動車運転者 [バス] (55問)
- 一般の設問+介護 (57問)

一般的な設問と、トラックやバスの自動車運転者、介護業界、外国人労働者、パートタイム労働者の設問に回答することができます。



### STEP 2 診断

- 問A-1 A 募集・採用、労働契約の締結
- 労働者を募集・採用する際に年齢を制限していますか。いずれか一つを選んでください。 01/05問
- 1. 特段の必要性がある訳ではないが、制限している。
  - 2. 特段の必要性があつて制限している。
  - 3. 制限していない。

設問画面です。いずれか一つを選んでください。



### STEP 3 診断結果

問A-1 労働者を募集・採用する際に年齢を制限していますか。いずれか一つを選んでください。

あなたの回答 3. 制限していない。

評価コメント 問題はありません。年齢によって一律に選別するのではなく、業務等に応じて適性や能力を見極めて採否を決めることが肝要です。今後とも、この方針を維持してください。

評価を記録 結果印刷 詳細印刷

設問毎の回答に対する評価コメント、基本情報、参考・支援情報も提示します。

## 36協定届等作成支援ツール

そのまま出せる36協定届等を作成!



### STEP 1 データを入力



画面内の各項目に、労使で協定する内容を入力していきます。



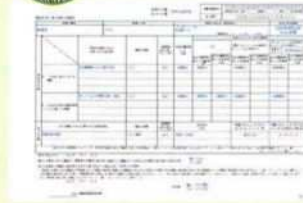
### STEP 2 出力



実際の36協定届として出力されます。



### STEP 3 提出



管轄の労働基準監督署にそのまま届け出ることができます。

2021年4月1日より、36協定届における使用者の押印及び署名が不要となりました。

## 就業規則作成支援ツール

そのまま出せる就業規則を作成!



### STEP 1 データを入力



画面内の各項目に、タイトルと内容を入力していきます。



### STEP 2 出力



就業規則のPDFデータを出力できます。



### STEP 3 提出



管轄の労働基準監督署にそのまま届け出ることができます。

令和5年1月12日

※就業規則を作成し、又は変更する場合の所轄労働基準監督署長への届出については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者の意見を記し、その者の氏名を記載した書面(意見書)を添付してください。





# 労働条件相談

## 「ほっとライン」に相談してみよう!

労働条件などの悩みや不安・疑問を相談できる! **14言語**に対応  
"Labour Standards Advice Hotline" Foreign Language support is also available!

日本語 / English / 汉语 / Português / Español / Tagalog / Tiếng Việt / မြန်မာဘာသာစကား / नेपाली भाषा / 한국어 / ภาษาไทย / Bahasa Indonesia / កម្ពុជា (ភាសាខ្មែរ) / Монгол хэл



日本語 **0120-811-610**

相談 対応時間 [月~金] 17:00~22:00 [土・日・祝日] 9:00~21:00  
※12月29日~1月3日は除く

Labour Standards Advice Hotline	0120-531-401	(Mon~Sun)
劳动条件咨询热线	0120-531-402	(周一~周日)
Linha direta de consultoria trabalhista	0120-531-403	(Segunda a sábado)
Línea directa de asesoramiento sobre normas laborales	0120-531-404	(Jueves, viernes, sábado)
Hotline sa telepono para sa pagkonsulta tungkol sa mga kondisyon sa paggawa	0120-531-405	(Martes, Miyerkules, Sabado)
Đường dây nóng tư vấn điều kiện lao động	0120-531-406	(Thứ 3, Thứ 4, Thứ 6 - Chủ nhật)
လုပ်ငန်းခွင်အခွင့်အရေးတိုင်းပညာရှင်များ Hot line	0120-531-407	(ဗုဒ္ဓဟူး, တနင်္ဂနွေ)
श्रम अवस्था परामर्श हट लाइन	0120-531-408	(बुधवार, आइतवार)
외국인 노동조건 상담 핫라인	0120-613-801	(목, 일)
สายด่วนปรึกษาปัญหาแรงงาน	0120-613-802	(วันพฤหัสบดี วันอาทิตย์)
Hotline Konsultasi Standar Ketenagakerjaan	0120-613-803	(Kamis, Minggu)
លេខទូរស័ព្ទទាន់ហេតុការណ៍សម្រាប់ពិគ្រោះយោបល់ពីស្តង់ដារការងារ	0120-613-804	(ច័ន្ទ គិង សៅរ៍)
Хөдөлмөрийн стандартын тухай зөвлөгөө өгөх тусгай дугаар	0120-613-805	(Даваа, Бямба)

## 「外国人労働者向け相談ダイヤル」

Telephone Consultation Service for Foreign Workers  
相談対応時間 [月~金] 10:00~15:00 ※正午~13:00は除く

Telephone Consultation Service for Foreign Workers	0570-001-701	(Mon~Fri)
面向外籍劳动者的咨询专线	0570-001-702	(周一~周五)
centrais de atendimento para trabalhadores estrangeiros	0570-001-703	(Segunda à sexta)
Servicio de consultas telefónicas para los trabajadores extranjeros	0570-001-704	(De lunes a viernes)
Konsultasyon sa telepono para sa mga dayuhang manggagawa	0570-001-705	(Lunes-Biyernes)
Số điện thoại tư vấn dành cho lao động nước ngoài	0570-001-706	(Từ thứ 2 - thứ 6)
နိုင်းငွေ့ဘားအလုပ်သမားမပြီးအတွက်အခွင့်အရေးတိုင်းပညာရှင်များ	0570-001-707	(တနင်္လာနေ့)
विदेशी कामदारहरूको लागि टेलिफोन परामर्श	0570-001-708	(सोम~दिदि)
외국인 노동자를 위한 상담 콜센터	0570-001-709	(목, 금)
บริการให้คำปรึกษาสำหรับแรงงานต่างชาติ	0570-001-712	(พศ)
Layanan Konsultasi via Telepon untuk Pekerja Asing	0570-001-715	(Rabu)
សេវាកម្មពិគ្រោះយោបល់តាមទូរស័ព្ទសម្រាប់ពលករចរទេស	0570-001-716	(ពុធ)
Гадаад ажилчдад утсаар зөвлөгөө өгөх үйлчилгээ	0570-001-718	(Баасан)